

門真市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画

1 基本方針

(1) この方針の目的

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っており、住民に対する医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献している。また、本市においても、国民健康保険制度の適正な運営に努めているところである。

低所得者等を多く抱える本市の国民健康保険事業において、かねてからの経済状況悪化による収納率の低迷のほか、医療技術の高度化等に伴う医療費の増加で、収支状況は逼迫しており、平成 10 年度から赤字運営となっている。

平成 22 年度において門真市国民健康保険事業特別会計の累積赤字は 47 億 5,100 万円であり、平成 22 年度の累積赤字率は 22.1%の比率になっている。

国民健康保険事業が抱える多大な赤字が要因で、早期健全化団体に陥るような状況を回避するため、平成 20 年 3 月に「門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画」、また計画中間年である平成 23 年 7 月に「門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画(第 1 次改訂版)」を策定し、毎年度 3 億円の単年度黒字を確保するとともに、一般会計の決算状況により保険事業特別対策繰入金の計画を上回る繰出を行い、国民健康保険財政の安定化と累積赤字解消に取り組んできた。

また、本市の国民健康保険事業特別会計財政運営の指針として、さらなる累積赤字解消を図るため、門真市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画を策定することにしたものである。

(2) 取組の基本方針

国民健康保険の累積赤字については、一般会計からの繰入、収納対策の強化等による歳入の確保、医療費適正化による歳出の抑制を中心に実施する。

(3) 期間

この方針は、平成 24 年度から平成 33 年度までの期間の門真市国民健康保険事業特別会計の財政運営を対象とする。

2 過去 5 年の累積赤字の状況

門真市においては、平成 10 年度から平成 18 年度は単年度赤字の状況であり、累積赤字は平成 18 年度末時点で 58 億 5,451 万円であった。しかし、平成 20 年 3 月に「門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画」を策定し、累積赤字解消に取り組んだ結果、平成 19 年度は 3 万円、平成 20 年度は 8,953 万円、平成 21 年度は 1 億 2,065 万円、平成 22 年度は 8 億 9,330 万円、平成 23 年度は 7 億 9,563 万円の単年度黒字の状況となり、平成 23 年度末時点で累積赤字は 39 億 5,537 万円まで減少している。

3 前年 (H23)・現年 (H24) の予算・決算 (見込) の状況

別紙 1 のとおりである。

4 過年度の単年度赤字の要因

単年度赤字の状況であった平成 10 年度から平成 18 年度において、療養給付費が増加しているものの経済状況を考慮し、政令に定める保険料率算定方法によらず保険料率を設定してきたが、収納率実績が予定収納率 90%を各年それぞれ 10%から 15%下回ったため、保険給付に見合う収入を確保することができなかった。

また、平成 13 年度から平成 18 年度にかけては市税収入等の減少により、累積赤字解消分での一般会計からの繰入を見送っており、保険料独自減免分について一般会計からの繰入も平成 19 年度まで長らく行われてこなかった。

それにより平成 10 年度から平成 18 年度は下記の図に示すような単年度赤字が生じた。

(単位：千円)

年度	H10	H11	H12	H13	H14
単年度収支	▲212, 276	▲104, 946	▲370, 361	▲558, 331	▲1, 060, 152
年度	H15	H16	H17	H18	
単年度収支	▲1, 044, 776	▲843, 065	▲859, 022	▲791, 541	

5 計画期間中の赤字解消額

平成 24 年度は 4 億 3, 537 万円、平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度は 3 億 2, 000 万円、平成 29 年度は 3 億 6, 300 万円、平成 30 年度は 4 億 500 万円、平成 31 年度は 4 億 4, 800 万円、平成 32 年度は 4 億 9, 100 万円、平成 33 年度は 5 億 3, 300 万円の赤字を解消するものとし、平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間に現状の累積赤字 39 億 5, 537 万円を全額解消する。なお、一般会計の決算状況によって保険事業特別対策繰入金金の計画を上回る繰出を行い、早期の累積赤字解消に努める。

6 各年度の具体的な施策ごとの赤字解消額

累積赤字の解消は国保会計単独では制度上困難な状況であり、国保の累積赤字は市の連結決算比率にも大きな影響があるため、赤字解消計画期間中、各年度の赤字解消目標を、平成 24 年度については、4 億 3, 537 万円の単年度黒字を見込んでいるため、同額を赤字解消目標額とする。平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度は 3 億 2, 000 万円、平成 29 年度は 3 億 6, 300 万円、平成 30 年度は 4 億 500 万円、平成 31 年度は 4 億 4, 800 万円、平成 32 年度は 4 億 9, 100 万円、平成 33 年度は 5 億 3, 300 万円とする。

なお、一般会計の決算状況により保険事業特別対策繰出金の計画を上回る繰入も行い、早期の累積赤字解消に努める。

平成 24 年度から平成 33 年度についての具体的な施策ごとの赤字解消額は (1) ～ (3) のとおりである。

また、累積赤字の解消方法については、保険料率の引き上げを行う手段もある。しかし、本市国民健康保険の加入世帯の 85. 63%が年間所得 200 万円以下の世帯で、その大半が無職、非正規労働者、年金生活者であるため、累積赤字解消による保険料率の引き上げを行った場合、所得割率の増率は所得 200 万円以下の世帯の大部分は政令軽減や減免

の適用を受けるためほとんど影響がなく、401万円以上の世帯の大半は賦課限度額に到達するため、加入世帯の10.61%である201万円以上400万円以下の中間所得層に負担を強いることになる。均等割額や平等割額の増額は、その逆進性のために年間所得200万円以下の世帯の負担が増大することになることから、本市国民健康保険の加入者の生活実態に乖離し、被保険者の納付意欲の低下を招く恐れがあるため、保険料収納額を増加させることに繋がらず、むしろ減少する可能性があると考えられる。

所得に対する世帯割合

所得区分	世帯割合
0～100万	64.49%
101万～200万	21.14%
201万～300万	8.06%
301万～400万	2.55%
401万～500万	1.17%
501万～	2.59%

そのため、保険料については単年度収支均衡を目指した料率設定を行う方針にしており、以下で挙げる収納対策の強化、医療費適正化、一般会計の繰入で赤字解消を行う。

(1) 収納対策の強化等による歳入の確保

被保険者間の公平負担の原則のもと、収納率の向上を図ることにより国民健康保険制度の安定的な運営を行うため、以下の施策に取り組む。

- ①強制徴収手続き等の滞納処分の適正実施
 - ②収納推進員による納付指導及び臨戸徴収の強化
 - ③コンビニ収納システムの稼働
 - ④休日・夜間等の納付相談・納付指導及び訪問徴収の充実・強化
- 平日昼間に来庁相談の困難な世帯を対象に、納付相談・納付指導及び訪問徴収を行い、収納率の向上を図っていく。
- ⑤滞納者への文書催告による来庁指導
 - ⑥短期証及び資格証明書を発行することにより、滞納者と接触を図ることを目的とし、納付相談を経て、納付に結び付けていく。
 - ⑦コールセンターによる電話催告の実施
- 新たな滞納者を未然に防ぐため、電話催告業務を導入し収納率の向上を図っていく。
- ⑧口座振替制度の勧奨
- 口座振替の勧奨を実施することで、収納率の安定を図っていく。
- ⑨職員へのスキルアップを図るため、国税OBによる滞納整理研修を行っていく。
 - ⑩医療機関及び金融機関への自主納付及び口座振替依頼のポスター掲示

以上により下表のと通りの歳入確保を行い、赤字解消に努める。

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27
①滞納処分	35	35	35	35
②推進員（滞納繰越分）	11	12	13	14
③コンビニ（滞納繰越分）	22	24	26	28
効果分合計	68	71	74	77
赤字解消額	68	63	74	77
	H28	H29	H30	H31
①滞納処分	35	34	33	32
②推進員（滞納繰越分）	15	15	15	15
③コンビニ（滞納繰越分）	30	31	32	33
効果分合計	80	80	80	80
赤字解消額	80	80	80	80
	H32	H33		
①滞納処分	31	30		
②推進員（滞納繰越分）	16	16		
③コンビニ（滞納繰越分）	33	34		
効果分合計	80	80		
赤字解消額	80	80		

ただし、平成 25 年度については年間 7,100 万円の歳入の確保分のうち、一部が単年度収支の均衡のために充てられるため、収納対策の強化での累積赤字解消額は、6,300 万円となる。

(2) 医療費適正化による歳出の抑制

伸び続ける医療費総額の抑制を行うことにより、国民健康保険事業特別会計の健全化を実現していくため、以下の施策に取り組む。

- ①ジェネリック医薬品推奨事業（お願いカード配布や差額通知送付）
- ②レセプト点検の充実・拡充（療養費請求や第三者行為疑義の照会での適正化）
- ③柔道整復師の療養費適正化
- ④居所不明・二重加入調査
- ⑤医療費分析

レセプト情報を用いて医療費分析を行い、疾病構造を把握することにより医療費適正化を図っていく。

⑥特定健診・保健指導の推進

特定健診・保健指導を推進することで、生活習慣病の予防対策となり、長期的には医療費の抑制へと繋がる。

以上により下表のと通りの歳出抑制を行い、赤字解消に努める。

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27
①ジェネリック	49	57	66	74
②レセプト点検	53	62	70	79
③柔道整復師	3	3	3	3
④居所不明	1	1	1	1
効果分合計	106	123	140	157
単年度収支効果分	14	123	127	126
赤字解消額	92	0	13	31
	H28	H29	H30	H31
①ジェネリック	83	91	99	107
②レセプト点検	88	96	105	113
③柔道整復師	3	3	3	3
④居所不明	1	1	1	1
効果分合計	175	191	208	224
単年度収支効果分	130	103	78	51
赤字解消額	45	88	130	173
	H32	H33		
①ジェネリック	115	124		
②レセプト点検	122	130		
③柔道整復師	3	3		
④居所不明	1	1		
効果分合計	241	258		
単年度収支効果分	25	0		
赤字解消額	216	258		

ただし、平成 24 年度から平成 32 年度において一部または全部が単年度収支の均衡に充てられるため、医療費適正化での累積赤字解消額は、赤字解消額の項になる。

(3) 一般会計からの計画的な繰入

一般会計から累積赤字の解消のため、下記の表で示した繰入を毎年行う。

(単位：百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
赤字解消繰入金	275	257	233	212	195
年度	H29	H30	H31	H32	H33
赤字解消繰入金	195	195	195	195	195

また、地方単独事業分の国調整交付金の減額や保険料の独自減免分の収入不足については、一般会計から法定分の適正な繰入を行う。

(1)～(3)の内訳は下記の図のとおりとする。

(単位：百万円)

年度		H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
前年度末累積赤字額			▲3,955	▲3,520	▲3,200	▲2,880
解消方法	①収納対策		68	63	74	77
	②医療費適正化		92	-	13	31
	③一般会計繰入		275	257	233	212
単年度赤字解消額			435	320	320	320
累積赤字解消総額			435	755	1,075	1,395
当年度末累積赤字額		▲3,955	▲3,520	▲3,200	▲2,880	▲2,560

年度		H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
前年度末累積赤字額		▲2,560	▲2,240	▲1,877	▲1,472	▲1,024
解消方法	①収納対策	80	80	80	80	80
	②医療費適正化	45	88	130	173	216
	③一般会計繰入	195	195	195	195	195
単年度赤字解消額		320	363	405	448	491
累積赤字解消総額		1,715	2,078	2,483	2,931	3,422
当年度末累積赤字額		▲2,240	▲1,877	▲1,472	▲1,024	▲533

年度		H 3 3
前年度末累積赤字額		▲533
解消方法	①収納対策	80
	②医療費適正化	258
	③一般会計繰入	195
単年度赤字解消額		533
累積赤字解消総額		3,955
当年度末累積赤字額		0

※ 平成 23 年度は決算額、平成 24 年度以降は見込額